

### 3 厚木市教育委員会の点検・評価について

## 1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

そこで、教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効率的かつ効果的な教育行政の推進を図るとともに、教育委員会の責任体制の明確化を図り、市民の方々への説明責任を果たすために、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、報告書として作成しました。

## 2 点検・評価の対象

点検・評価は、平成27年度の厚木市教育充実プランに位置付けた主要事業等を対象として実施しました。

## 3 点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、対象事業の実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・自己評価をしました。

また、点検・評価の客観性を確保するため、厚木市教育委員会点検・評価委員会を設置し、公募による委員の方、教育に関し学識経験を有する方の合計5人の委員の皆様から御意見や助言をいただきました。

(50音順)

氏名(敬称略)	役職等
あおき しんじ 青木 信二	厚木市社会教育委員会議長
かどた みえこ 門田 美恵子	市民公募
くらすわ たかし 倉澤 孝	元厚木市立小中学校PTA連絡協議会幹事
すぎやま しげお 杉山 繁雄	元厚木市立小学校長
たかむら おおい 高村 大	元厚木市立小学校長

### 【参考】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。